

## 自己負担割合が2割となる方への負担を

### 抑える配慮措置期間終了のお知らせ

令和4年10月1日から実施された病院等での窓口自己負担割合が2割の被保険者への外来診療の負担軽減措置（配慮措置）が令和7年9月30日までの診療分にて終了します。

これに伴い令和7年10月1日以降の診療分より2割負担の被保険者の1か月当たり  
の上限額は下記の表のとおりとなります。

【1か月の自己負担限度額】（令和7年10月1日診療分から）

所得区分	外来限度額 （個人ごと）	外来＋入院限度額 （世帯ごと※1）
2割負担 （一般Ⅱ）	18,000円※2	57,600円 （44,400円※3）

※1 世帯とは、同じ公的医療保険に加入する方同士のみ世帯として合算します。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。

【1か月の自己負担限度額】（令和7年9月30日診療分まで）

所得区分	外来限度額 （個人ごと）	外来＋入院限度額 （世帯ごと※1）
2割負担 （一般Ⅱ）	18,000円 または 6,000円＋（10割分の医療費－ 30,000円）×10% の低い方※2	57,600円 （44,400円※3）

※1 世帯とは、同じ公的医療保険に加入する方同士のみ世帯として合算します。

※2 年間（8月～翌年7月）の限度額は144,000円です。

※3 同一世帯で12か月以内に高額療養費の支給月数が3か月以上ある場合の4か月目からの限度額です。